

外国人児童生徒等の就学・進学・就職機会の確保に関する主な検討事項 <事務局作成メモ>

【就学促進の方策の在り方】

○就学促進の方策の在り方

- ・令和元年に「日本語教育の推進に関する法律」が公布・施行され、この法律の第10条に基づき、「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」が令和2年6月に閣議決定された。この基本方針に基づき、文部科学省においては、外国人の子供の就学状況把握・就学促進のために自治体が講ずべき事項を「指針」として取りまとめた。指針においては、外国人の子供の就学の促進及び就学状況の把握や、高等学校等への進学の促進も含めた学校への円滑な受入れについて示している。
- ・外国人の子供の就学状況の把握・就学促進に関する取組として、外国籍の方の転入時の住民登録窓口での働きかけ・教育委員会との情報共有、新1年生に対する外国語での就学案内の送付、不就学または就学状況が不明な子供に対して電話や家庭訪問による就学状況の確認・就学促進などの事例を周知してきたところ。自治体においては、外国人の住民登録手続きの際の就学に関する説明、就学案内に関する資料の備付け・配布などの就学案内の取組や就学状況の把握が進められており、不就学の可能性のある子供の数は減少している。
- ・就学状況の把握や就学案内等について、更なる取組を進めるためには、どのようなことが考えられるか。

【プレスクール等の取組の推進】

- ・学校生活への円滑な適応に向け、学齢期に近い外国人幼児のためのプレスクールや来日直後の外国人の子供を対象とした初期集中指導・支援等の取組については、一部の自治体において実施されているところ。
- ・日本語指導が必要な児童生徒数が増加し、入学当初の対応が課題となる中、このような取組を進め充実させるためには、既に取組を進めている事例の周知のほか、これから取組を始める自治体も含めてどのような支援方策が考えられるか。

【外国人生徒の進学・就職の促進方策（企業と連携したキャリア教育やキャリア支援、保護者への対応を含む）】

○外国人生徒の進学・就職の促進方策

- ・令和元年に「日本語教育の推進に関する法律」が公布・施行され、この法律の第10条に基づき、「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」が令和2年6月に閣議決定された。この基本方針に基づき、文部科学省においては、外国人の子供の就学促進・就学状況把握のために自治体が講すべき事項を「指針」として取りまとめた。指針においては、自治体が講すべき事項として、外国人の子供の就学状況の把握や学校への円滑な受入れ、高等学校等への就学の促進について示している。<再掲>
- ・令和7年6月の高等学校入学者選抜等における配慮事項等に関する通知においては、外国人児童生徒等を対象とした特別定員枠の設定や受検に際しての配慮等の取組の推進を依頼しており、特別定員枠を設定する自治体や受検に際する配慮を行う自治体は増えているが、さらに取組を進めるために考えられる方策は何か。

○企業と連携したキャリア教育やキャリア支援、保護者への対応

- ・日本語指導が必要な高校生等の中退率は全高校生等よりも高く、また、進学率は低く、進学も就職もしていない者の率は高い。外国人生徒等が自己肯定感を高め、将来のキャリアや職業、生活などに夢や希望を持って学習を続けられるように、高等学校等への進学、大学等への進学や就職等の進路選択を支援し、高等学校等を卒業することが重要であるため、今年度、「外国人生徒のキャリア支援等に関する調査研究」を実施している。高等学校等における外国人生徒に対するキャリア教育及びキャリア支援の実態調査や研究協力校等による実践を行い、それらを踏まえて効果的な方策等を検討し、キャリア支援やキャリア教育の実施のためのポイント集を年度末までに作成し、周知することとしている。
- ・さらにキャリア教育やキャリア支援を推進するためには、関係機関や大学、企業等との連携、保護者への対応などが必要であるが、どのような課題があるか。また、取組を進めるために考えられる方策は何か。

(参考)

○外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針(令和2年7月)

1 日文部科学省)

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/004/1415154_00003.htm

○帰国・外国人児童生徒等に関する各種調査結果の事例集 (外国人の子供の就学状況の把握・就学促進に関する取組事例等)

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/genjyou/1295897_00001.htm

○「高等学校入学者選抜等における配慮事項等について(通知)」(令和7年6月27日付け7文科初第836号初等中等教育局長・総合教育政策局長通知)(抜粋)

7. その他御配慮いただきたいことについて

(略)

(5)「外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針」(令和2年7月文部科学省)等において示しているとおり、高等学校等において適切な教育の機会が確保されることは重要であることから、公立高等学校入学者選抜において、帰国・外人生徒を対象とした特別定員枠の設定や受検に際しての配慮(試験教科の軽減、問題文の漢字へのルビ振り等)等の取組を推進していただくようお願いします。

https://www.mext.go.jp/content/20250627-mxt_koukou01-000026790_01.pdf

外国人学生のキャリア支援等に関する調査研究

令和6年度補正予算額

20百万円

現状・課題

・高等学校に在籍する日本語指導が必要な生徒は約5,600人（約10年間で約2.3倍）と増加しており、今後更なる増加及び多様化が見込まれる。

・公立高等学校入学者選抜における外国人生徒を対象とした特別枠の設定や配慮（試験教科の軽減、問題文の漢字へのルビ振り等）の取組の推進を求めている。また、日本語指導の制度化（令和5年4月運用開始）を行った。

・しかしながら、日本語指導が必要な高校生等の中途退学率は全高校生等よりも高い。また、進学率は低く、進学も就職もしていない者の率は高い。

⇒ 進路選択における在留資格にも関わるため、外国人生徒等が自己肯定感を高め、将来のキャリアや職業、生活などに夢や希望を持つ学習を続ければ、高等学校等への進学、大学等への進学や就職等の進路選択を支援し、高等学校等を卒業することが重要。

事業内容

高等学校等における外国人生徒に対するキャリア教育及びキャリア支援の実態を調査し、日本語指導が必要な生徒数＜高等学校等の実態調査（文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査（令和5年度）」）

①キャリア教育及びキャリア支援についての実態調査
高等学校等における外国人生徒へのキャリア教育や、教育委員会等が行う進路ガイダンスやロールモデルの提示等について、内容や体制等の実態を調査する。

②キャリア教育やキャリア支援を行うための支援方策の具体的な検討
実態調査をもとに、キャリア支援やキャリア教育について効果的な方策等の検討を行う。

③研究協力校等においてキャリア教育やキャリア支援についての実践を行う。
研究協力校（高等学校等）において、高等学校等と大学や国際交流協会等の関係団体や地域の企業等が連携し、外国人生徒等の社会的・経済的自立のための教育を実施し、事例を創出する。
また、研究協力校等（高等学校等または教育委員会）において、大学等や国際交流協会等の関係団体等と連携し、早い時期からの進路ガイダンスやロールモデルの提示、生活相談、進路相談等の包括的な支援を実施する事例を創出。

事業実施期間	令和6年度	件数・単価	1箇所×約2,000万円	交付先	大学等
--------	-------	-------	--------------	-----	-----

アウトプット（活動目標）

外国人生徒のキャリア支援やキャリア教育の事例の周知
外国人生徒のキャリア支援等に関する知識を有した教員等の増加

短期アウトカム（成果目標）

キャリア支援やキャリア教育を実施する高等学校等や自治体の増加
キャリア支援やキャリア教育を受ける児童生徒の増加

長期アウトカム（成果目標）

全国の高等学校等や自治体において、外国人生徒のキャリア支援を実施
全ての外国人生徒がキャリア支援等を受けることができる
(担当・社会教育政策局国際教育課)